

(様式3)

令和2年9月18日
京丹後市

「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例(案)」に対する意見募集の結果

京丹後市では、「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例(案)」に対する意見の募集を、令和2年9月4日から9月18日まで行いました。その結果、4件のご意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いたご意見を踏まえ、条例の策定の準備を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例」の策定を行うため、令和2年9月4日から9月18日まで意見の募集を行いました。

その結果、4件のご意見を頂きました。頂いたご意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、頂いたご意見を踏まえ、令和2年9月定例会に上程する準備を進めることといたします。

【連絡先】

連絡先： 商工観光部観光振興課

住 所： 〒629-3101 京丹後市網野町網野 385-1

電 話： 0772-69-0450

F A X： 0772-72-2030

電子メール： kankoshinko@city.kyotango.lg.jp

(関係資料)

「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例(案)」に対する意見募集の実施

(令和2年9月4日発表)

(別紙)

「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例(案)」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見	考え方
1 対象とする感染症の表記について	<p>「新型コロナウイルス感染症等」→「新型コロナウイルス感染症等様々な新旧感染症」と、それに伴う第2条第1項の定義の変更</p> <p>(理由) 新型コロナウイルスの世界的感染拡大が証明したように、現在の人間社会は、強かな病原体に対してどの国家も危機的状況に陥ることが判明しました。未知の病原体でなく、既知の病原の感染拡大も含めたリスクヘッジが必要です。そのため、COVID-19に主眼を起しつつも、COVID-19以外の病原体の感染拡大した場合にも対応した条例にしたほうが良いと考えます。</p>	<p>本市の条例案でいう新型コロナウイルス感染症等とは、①新型コロナウイルス感染症だけでなく、②新型インフルエンザ等感染症(再興型インフルエンザ含む)及び未知の新感染症も対象としています。</p> <p>参考とした他の自治体の条例では、東京都は①のみ、石垣市は①と②両方を対象としています(両自治体とも既知の感染症は対象外。)</p> <p>既知の感染症にはワクチンや治療法が一定確立しているものもあります。そのことから、本市の条例案では、対象とする感染症は、新型インフルエンザ等対策特措法を基本とし、全国的かつ急速なまん延により重大な影響を与えるおそれのあるものを想定し、新型コロナウイルス感染症以外の未知の感染症も含め定義づけしていますので、原案のまましたいと思います。</p>
2 第2条第2項の定義について	<p>「その他市外からの旅行者をいう。」→「その他市内外からの旅行者をいう。」</p> <p>(理由) マイクロツーリズムの推進をしているため</p>	<p>市内からの旅行者とは、「市民」であり、市民は、第4条で「市の施策への協力」が規定されていますので、原案のままとします。</p>

<p>3 第7条について</p>	<p>施行規則の早期制定を望みます。</p> <p>(理由) 条例第1条にある「市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小限にし、観光旅行者の安全で安心な来訪と滞在」を実現するためです。</p>	<p>本条例は、議会の承認後、即、施行を考えており、施行時点でこの内容以上に定めることは予定していませんが、今後、必要な事項が出てきたときは、必要に応じて定めることとします。</p> <p>なお、本条例に基づき関係者が取り組む具体的な対策事項は、別途「ガイドライン」で示しています。ガイドラインの内容は、新型コロナウイルス感染症の成り行きをみながら、関係者のご意見等もお聞きしつつ適宜改正していく予定としています。</p>
<p>4 第4条について</p>	<p>第4条について、第4項の内容は第2項にすべきではないでしょうか。</p> <p>(理由) 残念なことではありますが、観光よりも差別防止の方が大事だと思います。</p>	<p>差別防止は大変重要なことです。</p> <p>第1条にありますように、本条例の目的を達成するための前提は「まん延の未然防止及びまん延時の早期収束に向けた措置」です。</p> <p>重要性の度合いの順で規定したものではありませんので原案のままとします。</p> <p>なお、差別防止するためには、誹謗中傷等が行われないようにすることも重要であるため、原案には広い意味で含まれていましたが、「差別的言動その他の心理的外傷を与える言動」を追記し、条文の中で明確化することとしました。</p>